

## 一般社団法人日本放射線看護学会 顧問に関する申し合わせ

### 1. 顧問

- (1) 顧問とは、一般社団法人日本放射線看護学会（以下本会）の運営に関して、専門的な視点から支援する者をいう。
- (2) 本会は、一般社団法人日本放射線看護学会 定款第18条2項により、理事会の決議により顧問をおくことができる。

### 2. 推薦

- (1) 理事会は、顧問を推薦することができる。
- (2) 正会員は、理事会に対して、理由書を添えて顧問を推薦することができる。

### 3. 任期

顧問の任期は、一般社団法人日本放射線看護学会定款22条の任期と一致するものとする。ただし、再任は妨げない。

### 4. 役割

顧問は理事会に参加し、学会の運営に対して意見を述べることができる。

### 5. その他

顧問の学術集会の参加費は、無料とする。

本申し合わせは、平成31年3月29日から施行する。